

平成 29 年 12 月 1 日

## 家庭用塗料に対する GHS 自主表示の実施について

一般社団法人 日本塗料工業会  
製品安全委員会 家庭用塗料部会

一般社団法人日本塗料工業会では、「業務用塗料」に関しては、GHS<sup>(\*1)</sup>を導入した改正労働安全衛生法<sup>(\*2)</sup>に基づき「GHS 対応 SDS・ラベル作成ガイドブック(塗料用)」を発行<sup>(\*3)</sup>し、SDS やラベルへの適切な表示を行ってきました。

一方、一般消費者向けの「家庭用塗料」に関しても、法的義務はありませんが消費者の皆様適切な情報提供を行い、リスクアセスメント<sup>(\*4)</sup>等による健康管理を行っていただくことが重要との判断から、「家庭用塗料 GHS 自主表示要領」を 2009 年 3 月に発行し、実施のための準備を進めてまいりました。当工業会において家庭用塗料にも自主的にラベルに GHS 表示を行うことになりました。

実施時期に関しては、欧州や国内関連業界の動きに合わせて、当工業会では会員企業各社の 2011 年 1 月度出荷分より、本要領に基づく GHS 表示を順次導入を実施しています。

今後も消費者の皆様家庭用塗料を適切にお使いいただけるように、工業会としてさらに取り組みでゆきます。

### \* 1 : Globally Harmonized System of classification and Labelling of Chemicals

(化学品の分類および表示に関する世界調和システム)

GHS 表示は、化学製品の危険有害性や安全な取扱いについて、適切な情報を使用者に正しく伝えるために、危険有害性の分類と表示の統一についての勧告が国連で採択され、それに基づき各国の事情に合わせて段階的に導入されることとなりました。

\* 2 : 2006 年 12 月 1 日に施行されました。

\* 3 : 2006 年 暫定版、2007 年改訂初版、2014 年第 2 版、2018 年 10 月に第 3 版を発行しました。

\* 4 : リスク評価のこと。リスクは次式「リスク＝危険有害性×暴露」で示され、有用な商品であるが危険有害性があるものを暴露しないように適切に使用し(リスク管理: リスクを低減させる)、健康管理に役立てていただくのが狙いです。

### ■ GHS で使用される絵表示とその内容

爆発物	炎	引上り炎	ガスボンベ	腐食性	どくろ	感嘆符	健康有害性	環境
 爆発物 自己反応性化学品 有機過酸化物	 可燃性ガス 自燃性化学品 エアゾール 引火性液体 可燃性固体 自己反応性化学品 自燃性液体・固体 自己発熱性化学品 水反応可燃性化学品 有機過酸化物 特性化爆発物	 酸化性ガス 腐化性液体・固体	 高圧ガス	 金属腐食性化学品 皮膚腐食性 眼に対する 重篤な障害性	 急性毒性 (区分1~4)	 急性毒性 (区分4) 皮膚刺激性 (区分2) 眼刺激性 (区分2A) 皮膚感作性 特定標的臓器毒性 (区分3) オゾン層への有害性	 呼吸感作性 生殖細胞突然変異性 発がん性 変異 (急性) 区分1、 変異 (慢性) 区分1、 変異 (慢性) 区分2 生殖毒性 (区分1、区分2) 特定標的臓器毒性 (区分1、区分2) 誤えん有害性	 水生環境有害性 (急性) 区分1、 慢性 (急性) 区分1、 慢性 (慢性) 区分2